## 都市におけるアートの制度と国家の介入

## 1960年代以降のニューヨークと東京の比較研究

大阪市立大学 笹島秀晃

本報告では、1960年代以降、文化政策という形で国家の介入が強まることによって、都市におけるアートの制度にいかなる変化が生じ、個々の作家や組織がどのような影響を受けたのかを検討する。

今日、都市におけるアート活動や制度に対する政治的・経済的な関心が高まっている。たとえば、創造都市などの文化を組み込んだ都市成長モデルの興隆、「地域アート」と揶揄されるまちづくりの増加である。2020年に東京オリンピックを控え、国家主導の文化プログラムに対して多額の予算が費やされることを鑑みても、都市における多様な文化活動、また都市における文化をめぐる諸制度、およびそれらの制度に国家が介入することによって引き起こされる変化を研究することは重要である。

こうした「都市におけるアートの制度と国家の介入」という論点に対して、文化社会学・都市社会学ではある程度の分析枠組みが示されてきた。文化社会学では、アート・ワールド、界、文化生産という概念で、アート作品の生産・流通・消費をめぐる組織・制度に関する研究が蓄積されてきた。なかでも国家の介入によるアートの制度変化という論点については、Paul DiMaggio、佐藤郁哉、Victoria Alexander らの研究が著名である。ただし、こうした研究は美術館や演劇といった個別のジャンルに着目した研究であり、都市という空間的な範域に準拠してなされたものではなかった。

都市社会学では、マニュエル・カステルをはじめとする新都市社会学のなかで、社会的共同消費手段に対する国家の介入について研究がなされてきた。本来、社会的共同消費手段には、住宅・交通インフラ・学校・病院だけでなく、公園や文化ホールなどの都市的アメニティも含まれる。しかしながら、新都市社会学にとっては住宅問題など生活の基礎的領域が主な研究関心であったため、美術館などアート関連施設も当然含まれうる都市的アメニティに関する問題については、Sharon Zukin による例外をのぞいてまったく検討されてこなかった。

本報告では、こうした文化社会学・都市社会学で提示された分析枠組みを、相互に補完しつつ総合的に摂取した上で、1960年代以降のニューヨークと東京を事例とした比較研究を行う。まず、ニューヨークにおけるアート(とくに絵画や彫刻などの美術)の制度を確認するために、美術作品をめぐる当時の生産・流通・消費のネットワークを歴史資料をもちいて記述する。その後、ニューヨーク州芸術評議会(1960年)や全米芸術基金(1965年)の設立を契機として、ニューヨークのアート制度が被った変化を記述する。そして、同時期の東京の状況についても目を配りつつ、最後に2000年以降の東京における多様な文化活動や組織・制度を検討する上での展望を示す。